
八戸市協働のまちづくり基本条例の解説



八 戸 市

八戸市協働のまちづくり基本条例の解説 目次

	ページ
条例制定の背景	1
前 文	3
第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）	4
第 2 章 基本理念（第 3 条）	6
第 3 章 権利及び責務（第 4 条―第 9 条）	7
第 4 章 情報共有の原則（第 10 条―第 12 条）	1 3
第 5 章 協働の手法（第 13 条―第 17 条）	1 6
第 6 章 協働の推進（第 18 条―第 21 条）	2 1
第 7 章 評価制度（第 22 条）	2 5
第 8 章 条例の位置付け（第 23 条）	2 6
第 9 章 雑則（第 24 条・第 25 条）	2 7
附 則	2 9

条例制定の背景

1 中央集権制度の行き詰まり

これまでの日本社会は、中央集権のもと、国の強い指導によって政策が進められてきました。その結果、日本は世界でも有数の経済大国となり、全国どの地域でも平等な行政サービスが受けられるようになりました。

しかし、一方では東京一極集中や国の役割の肥大化・行政の効率性の低下を招くとともに、住民不在の画一的なまちづくりや住民側の行政任せの傾向を強めることになりました。

2 経済・社会情勢の変化

また、急速な少子・高齢化の進展、バブル崩壊以来の長引く景気低迷など、予測を超えた社会状況の変化によって、国も地方公共団体も非常に厳しい財政状況となり、多様化・高度化する人々のニーズに行政だけで全て対応することは難しくなっています。

一方では、価値観の多様化や自己実現意欲の高まりに伴い、自らが地域課題の解決を図ろうとするNPO等の市民の自主的・自発的な活動が活発化するなど、これまでの行政と市民の関係、行政運営のあり方を根本から見直す必要性が生じてきています。

3 地方分権の進展

こうした状況のなか、国と地方の従来関係を見直すことによって、行政の無駄を省くと同時に、これまでのような国頼みではなく、地域が自らの意思と責任によって、それぞれの特色を生かしたまちづくりを行えるよう地方分権が進められています。

地方分権は国と地方との関係を見直すものですが、地方にあっては、住民と地方公共団体との関係について、自らの責任によってそのあり方を見直さなければなりません。

自治とは本来、国から独立した主体として、地方公共団体自身が自ら治めることです。地方分権が進められるなか、自治の本旨である団体自治と住民自治の両立した行政運営を実現するためには、自己決定と自己責任のもとで、住民主体の行政システムを構築しなければなりません。

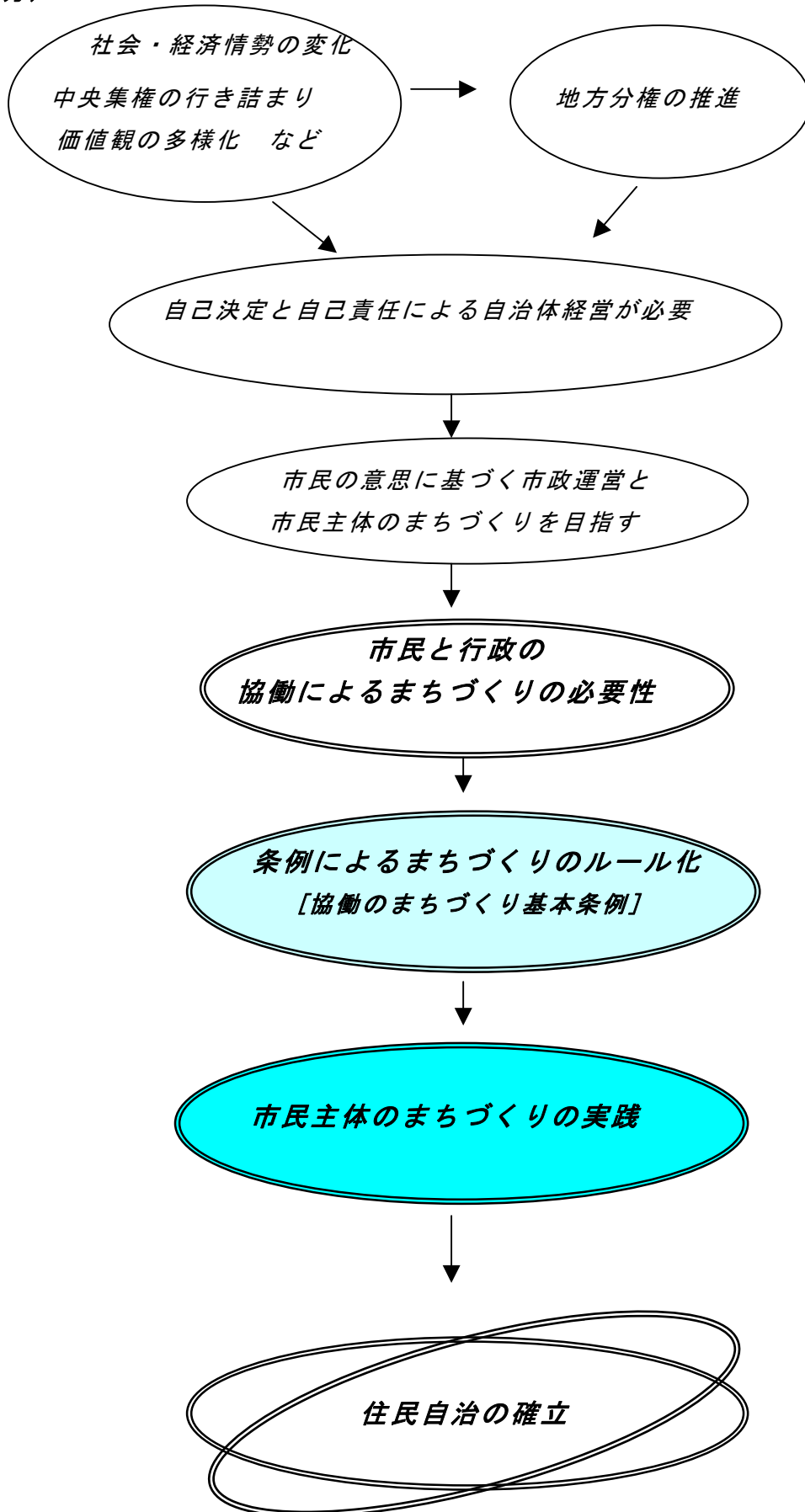
4 住民自治の確立を目指して

住民自治の実現のためには、市民の意思が適切に反映されるよう、市政への市民参加が必要であり、市民と行政が対等の立場で協力し合う「協働」が必要です。

これからは、それぞれの責任を自覚し、行政が担わなければならない役割と市民自らが担うべき役割を適切に分担し、協力し合っていく必要があります。

これらのことから、住民自治の確立を目指し、協働によるまちづくりを市政運営の基本とするため、条例を定めるものです。

(考え方)



前 文

八戸市は、豊かな自然のもと、先人の英知と努力によって、歴史と伝統あるまちとして、また地域の特色を生かしたにぎわいと活力あるまちとして発展してきました。

先人から受け継いだこのまちを、さらに豊かで誰もが安心して暮らすことができ、将来を担う子ども達が夢と希望を持って健やかに成長できるまちとして後世に引き継いでいくことが私たち八戸市民の願いです。

私たちの願いである豊かで活力に満ちた地域社会を実現するためには、社会情勢の変化に的確に対応するとともに、これまで以上に地域の特色を生かし、地域住民自らの意思と判断によってまちづくりを進めることが求められます。

そのためには、私たちは、まちづくりの主体として、自らの役割を自覚し、まちづくりに参加していくことが必要です。

ここに、市政は市民の信託に基づくものであることを確認するとともに、市、市民及び事業者がそれぞれの社会に果たす役割を認識しながら協働によってまちづくりを推進することを市政運営の基本とすることにより、魅力ある個性豊かな地域社会の実現を図るため、この条例を定めます。

(趣旨)

この条例の制定にあたって、条例本文では示しきれない基本的な姿勢や考え方を明らかにするものです。

(考え方)

- ① 多くの先人の努力によって現在の八戸市があり、その八戸市をさらに暮らしやすい豊かな地域社会として後世に引き継いでいかなければなりません。
- ② 八戸市を一層、魅力ある豊かなまちとするためには、市民自らがまちの主役であることを自覚し、まちづくりへ参加していく必要があり、また、社会・経済状況の変化を的確に把握しながら、自らの意思と判断によって地域特色を生かしたまちづくりを行っていくことが重要です。
- ③ また、国政は国民の信託に基づくものであることが憲法前文に明示されているように、市政は市民の信託に基づくものです。行政と市民、事業者がそれぞれの責任と役割に対する認識を持ち、協働によってまちづくりを推進していくことをこれからの市政運営の基本とします。

第1章 総則

(目的)

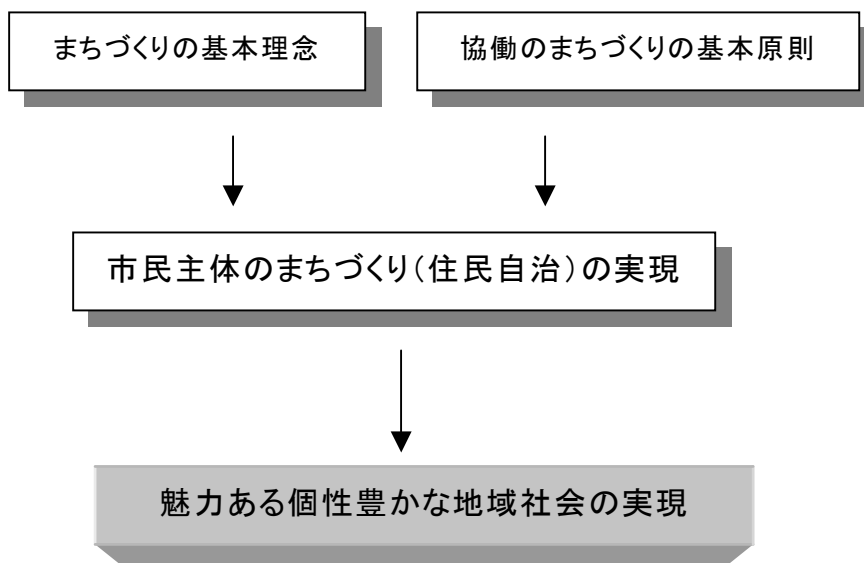
第1条 この条例は、市民が主体となったまちづくりを推進するため、その基本理念を明らかにするとともに、協働のまちづくりについての基本原則その他の必要な事項を定め、もって魅力ある個性豊かな地域社会の実現を図ることを目的とする。

(趣旨)

この条例の目的を定めるものです。

(考え方)

まちづくりの基本理念と市と市民、事業者の協働によるまちづくりについて基本的な原則を定めることによって市民が主体のまちづくり（住民自治）を進め、魅力的で個性豊かな、市民にとって誇りを持てるような「まち」を実現することがこの条例の目的です。



(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住し、又は通勤し、若しくは通学する個人をいう。
- (2) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する法人又は個人をいう。
- (3) 市民活動 市民が自主的に行う公益性のある活動で営利のみを目的としないものをいう。
- (4) 地域コミュニティ 市民が共同体意識又は連帯感を持って生活する一定範囲の基礎的な近隣社会をいう。
- (5) 地域コミュニティ活動 地域コミュニティに関して市民が自主的に行う公益性のある活動をいう。
- (6) 協働 それぞれが自己の果たすべき役割と責任を自覚し、他者の存在意義と特性を認めた上で、相互の信頼関係に基づき自立した対等の立場で協力し合うことをいう。
- (7) 協働のまちづくり 市、市民及び事業者の協働によるまちづくりをいう。

(趣旨)

この条例を読む際に共通の認識を持つ必要のある語句について定義するものです。

(考え方)

- ① 「市民」とは、地方自治法第10条で規定する市内に住所のある人のほか、実態として八戸市に住んでいるすべての人を指し、国籍・人種等による区別はないものとします。また、住居があるばかりではなく、市内に通勤・通学するなど、八戸市のまちづくりに関わりを持つ人々すべてを含みます。
- ② 「事業者」とは、市内に事業所等を持ち、事業活動を行う民間の企業・商店、社会福祉法人等をいいます。これら民間の企業・商店、各種法人等は市民生活や地域社会と密接な関わりを持ち、組織として、まちづくりに参加・協力する立場にあると考えられます。事業者も法人という範疇で市民に含める考え方もありますが、この条例では、法人格の有無に関わらず組織としての存在の役割に着目します。
- ③ 「市民活動」とは、市民の自主的・自発的な意思に基づく活動であり、課題解決を目指す活動によって、まちづくりの担い手として期待されているものです。ただし、特定の政治や宗教の普及・啓発活動は含みません。
- ④ 「地域コミュニティ」とは、市民にとって、最も身近な生活の場（基盤）であり、まちづくりへの最も身近な参加の場と考えられます。身近なところでは、地縁を基礎とした町内会や自治会、まちづくり協議会などの組織があります。
- ⑤ 「地域コミュニティ活動」とは、地域コミュニティで、地域住民が自主的に行う助け合いや地域安全活動、環境美化活動などの公益性のある活動のことを言います。
- ⑥ 「協働」とは、市民と行政、事業者がそれぞれの立場や役割を認識しあい、自立した存在として、対等の関係で協力しあうことです。
- ⑦ 「協働のまちづくり」とは、市、市民及び事業者の三者が前号の「協働」によってまちづくりを行うことです。

第2章 基本理念

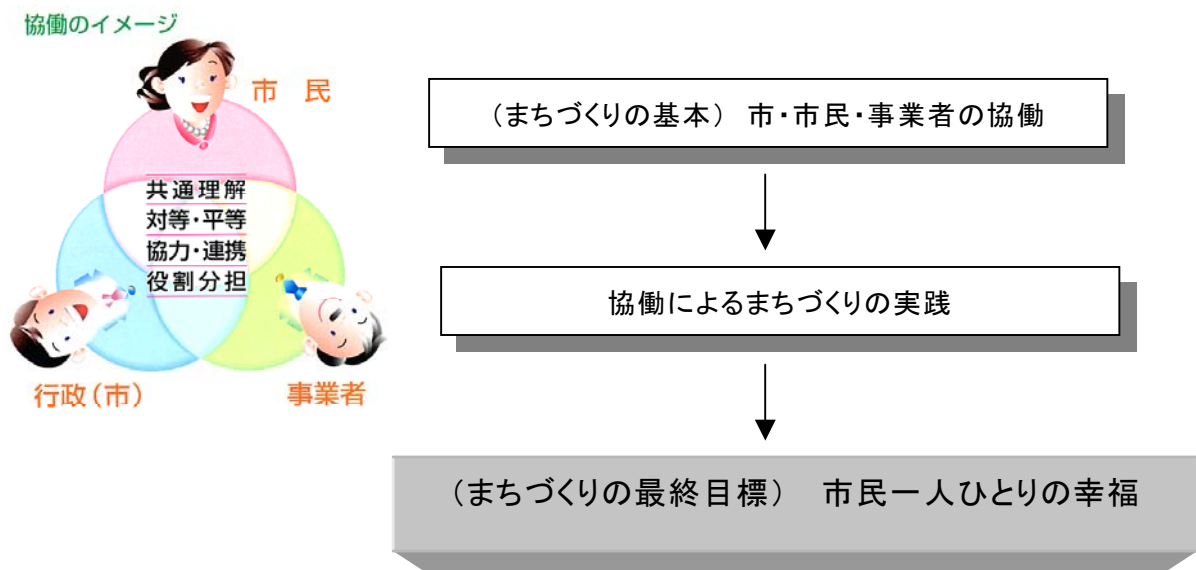
第3条 まちづくりは、市民一人ひとりの幸福を目指し、市、市民及び事業者の協働により行われることを基本とする。

(趣旨)

市が目指すまちづくりの方向性を基本理念として定めるものです。

(考え方)

まちづくりの目的は、市民全ての幸福を目指すことであり、市と市民、事業者がまちづくりを進めていくにあたっては、協働によって進めていくことが基本です。



第3章 権利及び責務

(市民の権利及び責務)

- 第4条 市民は、まちづくりの主体として、自由かつ平等な立場でまちづくりに参加する権利を有する。
- 2 市民は、前条に定めるまちづくりの基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市及び事業者とともにまちづくりを担う者としての自覚を持ち、協働のまちづくりの推進に努めるものとする。
 - 3 市民は、まちづくりへの参加又は不参加を理由として、差別的な取扱いを受けることはない。

(趣旨)

協働のまちづくりを推進し、住民自治の確立を目指していくため、まちづくりの主体は市民であることを明示し、その役割を示すものです。

(考え方)

- ① まちづくりの主体は、市民であり、全ての市民は性別・年齢・職業などによる差別を受けることなく、自由・平等な立場で、まちづくりに参加する権利を持っています。
- ② 市民は、まちづくりの担い手であることを自覚し、行政や事業者とともに協働のまちづくりの推進に努めなければなりません。
- ③ 市民は、まちづくりへ参加する権利を持っていますが、その参加は強制されるものではなく、個々の市民は個別の事情によって参加しまたは参加しなかったことを理由として差別的な扱いを受けることはなく、また、差別的な扱いをしてはなりません。

(子どもの権利)

第5条 子ども(20歳未満の市民をいう。以下同じ。)は、その年齢に応じて、まちづくりに参加する権利を有する。

2 子どもは、将来のまちづくりの主体として、まちづくりに関する教育を受ける権利を有する。

(趣旨)

20歳未満の市民も、その年齢に応じて地域社会との関わりを持っていると考えられることから、まちづくりの当事者としての権利を示すものです。

(考え方)

① 子どもの権利条約においても、意見を表明する権利と児童の年齢・成熟度に応じて意見が考慮されることが保障されているように、子どもも、まちづくりに参加する権利を持っています。しかし、年齢によっては成人と同等の判断力を求めることができない場合もあることから、まちづくりに参加する権利は、その年齢・成熟度に応じたものになります。

なお、「子ども」の定義については、民法の成年の規定に準じ、20歳未満とします。

② 子どもは、次世代を担う者として、学校での教育ばかりではなく、家庭や地域全体から、まちづくりについて、教育を受ける権利を持ちます。

メモ

こどもの権利条約とは？

「児童の権利に関する条約」を分かりやすく「こどもの権利条約」と通称しています。1989年(平成元年)に国連総会で採択されました。日本では1994年(平成6年)4月に批准されました。

「前文」と「氏名・国籍を得る権利、親を知り養育される権利(第7条)」、「意見を表明する権利(第12条)」など全54条で構成されています。

児童(この条約では18歳未満と規定)を権利の主体と位置付け、単なる保護の対象とせず、こどもの人権尊重や権利の確保など詳細・具体的に規定しています。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、地域社会を構成する一員として、その役割を認識し、協働のまちづくりの推進に対する理解と協力を努めるものとする。

(趣旨)

事業者も会社や商店・法人などの組織として、地域社会を形成する主体であることから、まちづくりにおける役割を示すものです。

(考え方)

事業者は事業活動を通じて雇用の創出や納税などの社会的な責任を果たすことによって、社会に貢献しており、また、積極的に地域貢献活動を行っている企業も多くありますが、協働のまちづくりを進めていくためには、これまで以上に、地域の一員として、公共を担う自覚を持ち、市民活動や地域活動への理解と協力が必要です。

(市の責務)

第7条 市は、基本理念にのっとり、総合的かつ計画的な市政運営を効率的に行うよう努めなければならない。

2 市は、市民の自主的なまちづくり活動を促進し、協働のまちづくりを推進しなければならない。

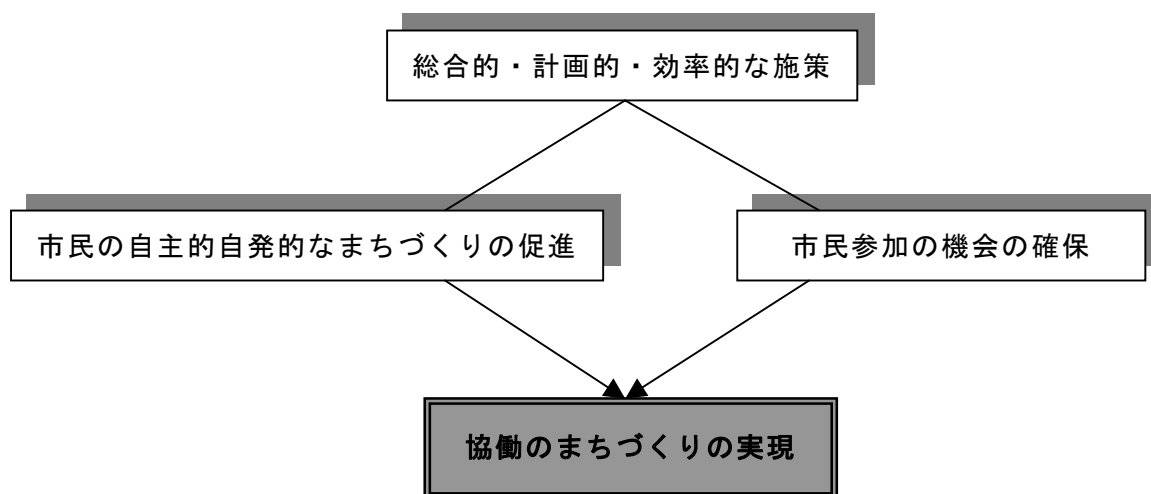
3 市は、政策形成に市民の意見を広く反映させるため、重要な政策等の立案の過程において、市民参加の機会の確保に努めなければならない。

(趣旨)

協働のまちづくりを推進し、まちづくりの基本理念を実現するうえでの、執行機関としての市の責務を明確に示すものです。

(考え方)

- ① 「まちづくりの基本理念」を実現するため、市は必要な施策を総合的・計画的・効率的に実施していかなければなりません。
- ② 市は、「協働のまちづくり」の実現のため、市民活動やボランティア活動、地域コミュニティ活動など市民の自主的・自発的なまちづくりを促進するよう、必要な施策を講じていく必要があります。
- ③ 市は、市民の意思に基づく行政運営を行うため、政策立案・企画立案に市民の意思を的確に反映させるよう、意思決定の過程においても、可能な限り、市民参加の機会の確保に努めなければなりません。



(市長の責務)

第8条 市長は、市の代表者として、公正かつ誠実で、市民に開かれた市政運営に努めなければならない。

2 市長は、協働のまちづくりに対する市職員の理解が促進されるよう、意識啓発に努めなければならない。

(趣旨)

市政は市民の信託に基づくものとの考え方から、その負託に応えるよう執行機関の長である市長の市政運営における責務について規定するものです。

(考え方)

- ① 市長は、選挙によって市民から市政運営を託された者（市の代表）として、その信頼に応えるよう公正で誠実な市民に開かれた市政運営に努める必要があります。
- ② 市長は、職員の監督者として、適切な指導を行うとともに、職員に対し、本条例に掲げるまちづくりの基本理念及び協働のまちづくりに関する理解を促進し、意識啓発を行うよう努めなければならなりません。

(議会の責務)

第9条 議会は、市の意思決定機関として、公正かつ誠実で、市民に開かれた議会運営に努めなければならない。

2 議会は、協働のまちづくりの重要性を認識し、市政運営が市民の意思を反映して適切に行われるよう、調査及び監視を行わなければならない。

(趣旨)

直接選挙によって選ばれた議員で構成され、市長とともに、二元代表制の一翼を担っている議会について、協働のまちづくりの観点に立って改めてその役割を確認するものです。

(考え方)

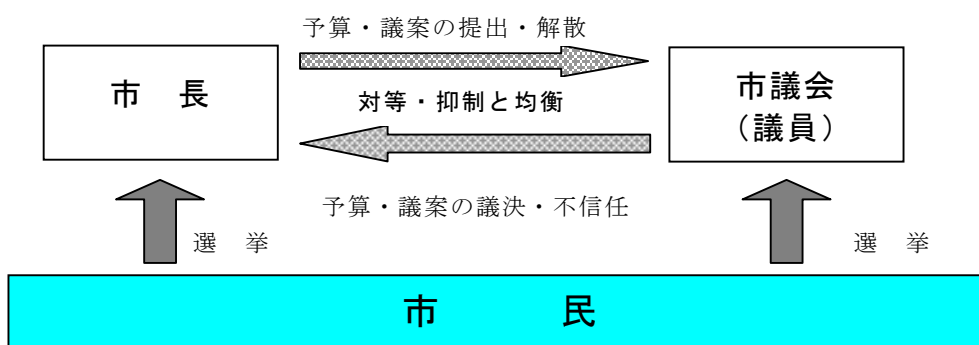
- ① 地方自治法で規定されている議会は、議決機関（意思決定機関）として、市長と独立対等な関係によって自治体の適切な運営に責任を持つことから、公正・誠実、市民に開かれた議会運営に努める必要があります。
- ② 議会は、協働のまちづくりの重要性を認識し、市民の代表として、市政が市民の意思を反映し、適切に運営されているかどうかを地方自治法に定められる検査権・監査権・調査権等に基づき、常に監視していかなければなりません。

メ モ

二元代表制とは？

地方自治体では、首長（市の場合は市長）と議会議員それぞれを住民が直接選挙によって選出し、直接、住民に対して責任を持つという制度が取られています。この制度を二元代表制といいます。議員内閣制に対し、首長制とも言われます。

首長、議会ともに住民を代表するところから、相互に対等な関係により、抑制と均衡によって、緊張関係を保ちながら、その自治体の運営の方針を決定し、その執行を監視し、政策決定を行っています。



第4章 情報共有の原則

(情報の共有)

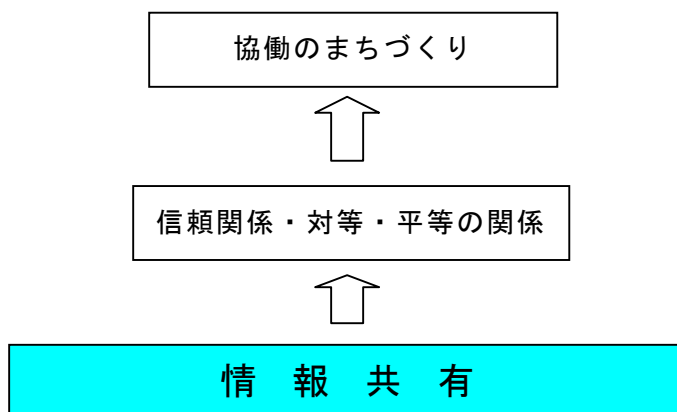
第10条 市、市民及び事業者は、協働のまちづくりに関して必要な情報の共有に努めるものとする。

(趣旨)

市と市民、事業者が相互に信頼関係を築き、対等・平等に協力し、協働のまちづくりを進めるためには、まちづくりに関する正確な情報を相互に共有することが基本であることを示すものです。

(考え方)

市は、自らが保有する情報を市民と共有するように努めるとともに、市民や事業者も自らが持つ情報について、必要に応じて行政と共有するよう協力しあうよう努力する必要があります。



(説明責任)

第 11 条 市は、政策等の立案に当たっては、その内容、必要性、妥当性等について市民及び事業者の理解を得るため、誠意をもって、説明するよう努めなければならない。

(趣旨)

信頼関係の基礎である情報共有に当たって、市の責務として、説明責任があることを示すものです。

(考え方)

情報共有のためには、ただ単に情報を提供するだけでなく、市は市政運営、まちづくりのあらゆる面で、市民の理解を得るために、分かりやすく説明する責任があります。

また、これまで説明責任と言えば、一般的には事後の説明に重点が置かれてきましたが、市と市民、事業者が対等・平等の関係を築くためには、今後、政策や事業の計画段階など早い段階で（事前に）その内容や必要性などについて、説明し、理解を求めるよう努力しなければなりません。

(情報の公開及び提供)

第 12 条 市は、その保有する協働のまちづくりに関する情報を積極的に公開するとともに、分かりやすく提供するよう努めなければならない。

2 市は、前項の情報が正確適切な内容であるよう管理しなければならない。

(趣旨)

市民の知る権利を保障し、情報共有を実現するため、積極的な情報の公開・提供に努めるべき市の役割を示すものです。

(考え方)

- ① 市民の知る権利、情報を取得する権利を保障するものとして、情報公開条例が定められていますが、請求によって事後の情報を提供するだけでなく、市は、保有する情報を進んで正確に提供するよう努める必要があります。しかし、個人情報や法令などで公開してはならないことが定められているもの、不公正な利用が疑われる場合などには、公開・提供するものではありません。
- ② 公表・提供される情報が、不正確で不適切な内容では、市民が誤った判断を行うことになるため、正確で適切な情報の収集に努めるとともに、適切な管理を行わなければなりません。

メ モ

情報公開条例とは？

第 1 条において「行政文書の開示を請求する権利を明らかにすること等により、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって、市民に行政活動を説明する市の責務が全うされるようにするとともに、公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。」とされているように、市民の知る権利を保障するとともに、説明する責任をも規定する条例です。

この条例の中では、具体的な行政文書の開示請求の手続きや行政の開示義務などについて規定されています。

第 5 章 協働の手法

(パブリック・コメント制度)

第 13 条 市は、重要な政策等の立案に当たっては、事前に、その趣旨、内容その他必要な情報を公表し、市民及び事業者に意見を求め、これを考慮して政策等の決定を行う制度の整備及び充実に努めなければならない。

(趣旨)

市民や事業者の意見を市政に反映させる具体的な手法のひとつとして、パブリック・コメント制度を定めるものです。

(考え方)

現在、市には、パブリック・コメントの手続きに関して条例等で定めたものはありませんが、将来的には、この条項に基づき、市の基本的な政策等の策定段階への市民参加を保障し、提出された意見等を検討・考慮し、政策の決定を行うものとして、全庁的な手法を定めるなど、制度の充実を図っていく必要があります。

メモ

パブリック・コメントとは？

行政が政策等の原案の段階で、その趣旨や目的、内容などを公表し、広く意見を募り、その内容を検討・考慮して政策等の決定を行う一連の手続きを言います。

英語の public comment は、このような一連の手続きで提出された「意見」の意味で使用されますが、日本ではこの一連の「手続き」自体が「パブリックコメント手続き」として捉えられています。

(政策提案制度)

第 14 条 市は、市民及び事業者のまちづくりに関する提案を受け、これを政策等に反映させる制度の整備及び充実に努めなければならない。

(趣旨)

市は、市民の意思を反映させた政策や事業を実施するとともに、市民と行政の適切な役割分担に基づいたまちづくりを実現するため、市民の側からの政策や事業に関する提案を可能とする仕組みづくりに努めなければならないことを規定するものです。

(考え方)

市民の積極的な市政への参加を促進し、個々の市民や市民活動団体、各地域のまちづくりに対する「思い」や「アイデア」を市と市民、事業者が共有し、役割分担しながら協働して実現するためには、市民の側からの政策や事業提案を可能とするコーディネートの機能や相談の場の設置など、その仕組みをつくる必要があります。

(附属機関等の委員の公募)

第15条 市は、附属機関等の委員を任命するときは、市民の多様な意見を反映させるため、委員の公募に努めなければならない。

(趣旨)

市長の諮問機関である各種の附属機関等の設置・運営にあたっては、市民の意見を反映させるため、積極的に市民参加を図るよう公募に努めることを規定するものです。

(考え方)

附属機関等は既にある市民参加・協働の場で、市の設置する各種の委員会などのことです。

現在、附属機関等の設置基準等を設け、公募制を取り入れていますが、性別、職業などの差別なく、多くの市民が適切に市政に参加できるよう、市はさらに公募制を充実させ、機会の拡大に努める必要があります。

メモ

「附属機関等の設置及び運営に関する要綱」

附属機関及び懇談会等の設置・運営の基準を定めることによって、「市民の市政への参画の機会を拡充し、行政の公正・透明性を確保し、簡素で効率的な行政の推進を図ることを目的」に定められています。

要綱の第4条には、附属機関に占める市職員の割合の制限や女性委員の構成比率目標、公募による構成比率を10%以上とすることなどが定められています。

(基本計画)

第16条 市は、基本計画（市の基本的な政策等の内容を定める各種の計画をいう。）の策定に当っては、市民の主体的な意思に則して地域の特色が生かされるよう、市民参加の機会の確保に努めなければならない。

(趣旨)

市の基本的な政策を定める計画を策定する際には、この条例の理念に基づき、市民の主体的な意思に則して策定されるべきことを示すものです。

(考え方)

市は、総合計画や都市計画マスタープランなど各種の市の基本的な政策を定める計画を策定する場合は、市民の主体的な意思や地域の特色が生かされたものになるよう、市民参加の機会を確保していく必要があります。

メ モ

市のいろいろな基本計画

- ① **総合計画**：地方自治法で策定が義務付けられており、議会の議決を経ることが定められています。市の総合的計画的な行政運営を図るための基本構想とその実施計画から構成される計画です。市の最上位の計画に位置付けられます。
- ② **都市計画マスタープラン**：都市計画法第18条の2に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針として定めるものです。
- ③ **八戸市教育立市プラン**：教育行政推進の基本となる計画です。
- ④ **海洋立市プラン**：「八戸は海を母とし、海とともに発展する」を理念に掲げ、八戸の海の持つ魅力、能力をフルに活かしたまちづくりを進めることによって、みなと周辺はもとより、八戸市全体をより魅力ある活気あふれるまちにすることを目的とするものです。
- ⑤ **緑の基本計画**：生活環境を構成する重要な要素である「緑」について行政の取り組み、市民と事業者の協働による保全や創出に関することを総合的、体系的に定めたものです。

(市民投票)

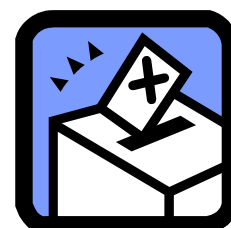
- 第 17 条 市長は、市民生活に関する極めて重要な事項について、広く市民の意思を直接問う必要があると認める場合には、市民投票を実施することができる。
- 2 前項の場合において、市長は、市民の適切な判断に資するよう、投票に係る事案についての情報を提供しなければならない。
 - 3 市長及び議会は、市民投票の結果を尊重しなければならない。
 - 4 第1項の市民投票の実施に関し必要な事項は、その都度条例で定める。

(趣旨)

市民主体のまちづくり（住民自治）を目指す本条例の趣旨に基づき、市民の意思を的確に把握し、市政に反映させるための最終手段として、市民投票を制度的に保障することを規定するものです。

(考え方)

- ① 市民投票は、市民の生命・財産などに危険が及ぶような場合や市民生活に関わる極めて重大な事態が生じていると市長が判断した場合に実施されるものです。
現行の地方自治における間接民主制を否定するものではなく、補完するものとして位置付けています。
なお、市民投票の安易な実施は、行政運営に支障をきたす可能性があることから、適切な判断が必要です。
- ② 市民投票の実施にあたっては、市民が適切な判断をくだせるよう、投票事案に関わる事実関係等、正確な情報を提供するよう努める必要があります。
- ③ 市民投票の結果は市民の意思として、真摯に受け止め、その意思を尊重するよう市長及び議会は的確に判断をしなければなりません。
- ④ 市民投票の実施や取扱いについては、事前に全てを定め、どのような場合もすべて一律の取扱いにすることは制度的に硬直的となり、結果として、有効な判断材料を得られない可能性があります。最も適切な対象や方法を選択できるよう、市民投票の実施にあたっては、その都度、投票者の範囲等、必要な事項を条例として定めるよう、議会を通じて、実施の可否を含めた必要事項を審議しなければなりません。



第6章 協働の推進

(市民活動の推進)

第18条 市は、協働のまちづくりを推進するため、市民活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、前項の措置を講ずるに当たっては、市民活動の自主性及び自立性を尊重し、総合的かつ計画的に行わなければならない。

3 市民は、市民活動に対する理解を深め、参加及び協力を努めるものとする。

(趣旨)

市と市民、事業者がともに公共を担っていく協働のまちづくりの実現のため、市は、市民の自主的・自発的活動である市民活動を積極的に推進していく必要があることを示すとともに、市民も可能な限り参加・協力を努める必要があることを示すものです。

(考え方)

- ① 市民活動団体やNPO法人は、その活動の公益性から行政、企業とともに、公共の担い手として期待される存在です。市は、協働のパートナーとして、公益性のある市民活動団体が育つよう、その活動の促進のために適切な支援を進めていく必要があります。
- ② 市は、市民活動の促進にあたっては、市民活動団体を単なる行政の下請け組織と位置付けることのないよう、その自主性や自立性といった特徴が生かされるよう、計画性をもって、包括的な施策を行わなければなりません。
- ③ 市民も、市民活動が自身のまちづくりへの参加の場ともなり得ることを理解し、まちづくりの主体として、可能な部分で積極的に参加・協力するよう努める必要があります。

メモ

「NPO」とは？ 「NPO法人」とは？

「NPO」とは、Non Profit Organizationの頭文字を取った略称で、法人格の有無に関わらず、広い意味で、公益性のある活動をしている民間の組織や団体、グループのことを言います。一般に市民活動団体やボランティア活動団体、NPO法人も含めた総称として使われることが多くなっています。

「NPO法人」とは、上記のNPOのうち特定非営利活動法人のみを示して使用されます。特定非営利活動促進法が通称でNPO法と言われていることから通称で「NPO法人」と言われています。

(地域コミュニティ活動の推進)

第19条 市は、協働のまちづくりを推進するため、地域コミュニティ活動が促進されるように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市民は、地域住民の一員であるという認識のもと、地域コミュニティ活動に対する理解を深め、参加及び協力を努めるものとする。

(趣旨)

市は、地域コミュニティ活動を推進する必要性があること示すとともに、市民は、主体性をもって地域コミュニティ活動へ参加・協力を努める必要があることを示すものです。

(考え方)

- ① 市民にとって最も身近な生活の場である地域コミュニティは、社会の重要な基盤であり、まちづくりの場でもあります。その活動を推進することは、豊かな地域コミュニティを実現するためであると同時に、住民がまちづくりの担い手、協働のパートナーとなり、住民自治の基礎を築くことでもあると考えられることから、市はその活動をできる限り支援しなければなりません。しかし一方で、行政による過度の関与は、市民の自主性を損なうことから、必要に応じた適切な範囲での支援としなければなりません。
- ② 市民は、地域コミュニティが一人ひとりの主体性を持った住民の集まりから成るといふ認識のもとに、地域コミュニティ活動への理解を深めるよう努力するとともに、各人が可能な範囲で協力し、参加するよう努める必要があります。

(地域コミュニティ自治の推進)

第 20 条 市及び市民は、地域に根ざしたまちづくりが市民が主体となって行われるよう、地域コミュニティと市との間で役割と責任を分担する地域コミュニティ自治の整備及び充実に努めるものとする。

(趣旨)

地域の活性化と自治力の向上を図り、地域特色が生かされたまちづくりを実現するため、将来に向けて、地域コミュニティの自治の仕組みづくりとその充実に努めていく必要性があることを示すものです。

(考え方)

地域住民が自ら地域の将来を考え、その意思に基づく地域づくりを自らの手で責任を持って行うことが、その地域に最もふさわしいまちづくりを進めることであり、地域住民の幸福や地域の活性化に繋がるものと考えられます。

地域と市がそれぞれの役割と責任を認識し、分担していくことによって、豊かな地域社会の実現を図っていくため、市は積極的に地域自治の仕組みづくりや人材育成など必要な措置を講じる努力をしてくることが必要です。また、市民は、地域コミュニティ自治の主体であるという認識のもとに、その仕組みづくりと自治組織の発展に協力するよう努力していく必要があります。

(関係行政機関等との連携)

第21条 市は、協働のまちづくりを推進するため、国及び他の地方公共団体等との積極的な連携に努めるとともに、執行機関相互及びその内部組織の間の連携を図るものとする。

(趣旨)

広域化する市民の生活や活動に対応できるよう、市は内外の各種の行政機関と連携するとともに、市の行政内部の連携を密にしていく必要があることを示すものです。

(考え方)

市民の生活や活動は、行政区内に限定されるものではなく、また、交通が発達し、情報化が進んだ状況では、まちづくりの課題は市単独で解決できない場合も多いといえます。

協働のまちづくりを推進し、効率的な行政運営を図るためには、他の市町村や県、国、警察や消防など、様々な機関と積極的に連携を図っていくとともに、市の行政内部においては、市民のニーズに適切・迅速な対応が可能なよう、常に、連携を図らなければなりません。

第7章 評価制度

第22条 市は、行政運営が効果的かつ効率的に進められているかどうかを市民に公表するため、政策等に関する評価を行うものとする。

2 市は、協働のまちづくりの趣旨にのっとり行政運営が推進されるよう、協働のまちづくりに関する評価制度の整備及び充実に努めなければならない。

(趣旨)

効果的・効率的な行政運営が行われているか否か、また、本条例に則った行政運営が行われているか否かを評価する体制の必要性を示すものです。

(考え方)

- ① 行政運営が効率的に行われているか否かの評価を行い、公表することは、運営の見直しにつながるばかりでなく、行政運営情報の提供によって、市民のまちづくりへの関心を高めることにもつながります。
- ② 行政運営に関する評価については、効果・効率性の面からばかりではなく、本条例の趣旨に基づいて事業が行われているか、市民等との協働によって行政運営が行われているかを評価するシステムの整備・充実を進めていくことが求められます。

第 8 章 条例の位置付け

第 23 条 市は、政策等の立案及び条例、規則等の制定又は改廃に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

2 市民及び事業者は、まちづくりの推進に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

(趣旨)

この条例の位置づけを定めるものです。この条例の自治基本条例としての性格から、市の条例・政策等の中で最も尊重されなければならないことを示すとともに、市民、事業者すべてから尊重されなければならないものであることを示すものです。

(考え方)

- ① 市は、政策等の立案や条例、規則等の制定等に当たっては、市政運営の基本となるこの条例の趣旨を生かすよう最大限尊重しなければなりません。
- ② 市と市民及び事業者の協働はまちづくりの基本であることから、市民、事業者においても、まちづくりを推進するにあたっては、この条例の趣旨内容を最大限尊重する必要があります。

メ モ

自治基本条例とは？

「自治基本条例」は法令上の用語ではないことから、確立した定義はないのが現状です。しかし、自主・自立の自治体運営を目指し、自治の本旨に基づく住民自治と団体自治の実現のため、自治体運営の基本理念やその仕組みなどを規定する条例を「自治の基本法」としての認識から「自治基本条例」と呼んでいます。地方自治体の最高規範とも言われ、自治体の憲法とも言われるものです。

第9章 雑則

(条例の見直し)

第 24 条 市は、この条例について、社会情勢等の変化を踏まえ、必要な見直し等の措置を講ずるものとする。

(趣旨)

社会情勢の変化の激しい現代においては、条例の内容自体が時代の要請や市民の意思と乖離しないよう必要に応じて見直しを行うことを示すものです。

(考え方)

この条例は、市政運営の基本姿勢を定めるものであることから、持続性が必要ですが、現在の社会情勢の変化の早さにも対応ができるよう、必要に応じて改正の手続きが講じられなければなりません。

(委任)

第 25 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(趣旨)

この条例の施行にあたって、条例のみで規定できない内容については、別に規定することを示すものです。

(考え方)

この条例を施行し、協働のまちづくりを推進するにあたって、必要な事項については、市長の判断により、別途定められます。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。